

契 約 書



支出負担行為担当官衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一（以下「甲」という。）と、株式会社龍村美術織物関東店関東店長 大黒 一彦（以下「乙」という。）とは、次の条項に基づき衆議院議員記章（第50回総選挙用 舟型）430個外4点（以下「契約物品」という。）の製造の契約を締結する。

1. 契約物品 別紙による
2. 納入期限 令和4年3月31日

（総則）

第1条 本契約に定める条件に従い、乙は本契約書に付属する仕様書に基づき、契約物品の製造（以下「業務」という。）を納入期限までに完了して甲に引き渡し、甲は、乙にその契約金額を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、金10,737,650円（内消費税額及び地方消費税額金976,150円）とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき、また地方消費税額は、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条 契約保証金の納付は免除する。

（納入場所）

第4条 乙が納入すべき契約物品の納入場所は、別添仕様書のとおりとする。

（監督及び検査）

第5条 甲は、契約の適正な履行を確保するために必要な業務の監督を行う監督職員を、また、完了を確認するために必要な検査を行う検査職員を指定して、監督及び検査を行わせるものとする。

（契約物品の検査）

第6条 乙が契約物品を第4条の場所に搬入したときは、直ちに検査職員の検査を受けなければならない。

2 検査の結果不合格となった物品については、甲の指示に従い、完全な契約物品と取り替え完納しなければならない。なお、これに要する費用は乙の負担とする。

(契約物品の引渡し)

第7条 乙は、前条第1項に規定する検査に合格したときは、納品書を添えて甲に契約物品を引き渡すものとする。

2 契約物品の納入に必要な費用は、乙が負担する。

(契約金額の請求及び支払)

第8条 前条第1項の規定による手続きにより契約物品の引渡しが完了した後、乙は契約金額の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な請求書を受理したときには、その日から起算して30日以内に乙に対し契約金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第9条 甲において、前条第2項に規定する期限内に契約金額を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき、甲は、その期限の翌日から支払をするまでの日数に応じ、その未支払金額に対する遅延利息を乙に支払うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(著作権の帰属等)

第11条 本契約の成果物に係る著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する全ての権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡されるものとする。なお、乙は、成果物に関して著作者人格権を有する場合、これを行使しないことに同意する。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(下請負)

第13条 乙は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に請け負わせるときは、請け負わせることを、甲に届け出こととする。

3 乙は、業務の一部を請け負わせたときは、請け負わせた業務に伴う当該第三者(以下「下請負者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を請け負わせるときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について、下請負者と約定しなければならない。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が本契約の履行をしない場合、相当な期間を定めてその履行を催告し、当該期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙に次の各号いずれかに該当する事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 本契約の全部又は一部の履行が不能であるとき。
 - 二 乙が本契約の全部又は一部を履行する意思がない旨を明らかにしたとき。
 - 三 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 四 本契約の履行について、乙又はその代理人若しくは使用人等に不正行為があったとき。
 - 五 第10条、第12条又は第13条の規定に違反したとき。
 - 六 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てをしたとき。

(違約金)

- 第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約に基づく不履行部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。ただし、この違約金は損害賠償金の性質を有しないものとする。
- 一 甲において、乙が本契約に違反し、その違反によって本契約の目的を達成することができないと認めたとき。
 - 二 乙が前条第2項に規定する各号の一に該当し、甲が契約の全部又は一部を解除したとき。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第16条 本契約に関する次の各号の一に該当するときは、乙は、本契約による契約金額（契約締結後契約金額の変動があった場合には変更後の契約金額。なお、単価で契約するものにあっては契約金額に予定数量を乗じた金額とする。）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。本契約の履行が完了した後においても同様とする。
- 一 乙（役員、従業員、代理人その他の者を含む。以下同じ）について、刑法第96条の6若しくは第198条に規定する刑又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - 二 乙若しくは乙が構成事業者である事業者団体について、独占禁止法第95条第1項第一号又は第二号に規定する刑が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙に対し独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき（乙が構成事業者である事業者団体について第8条の3の規定により読み替えて準用される場合についても同様とする）。
 - 四 公正取引委員会が乙又は乙が構成事業者である事業者団体に対し独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む）、第8

- 条の2第1項若しくは第3項又は第20条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 2 本契約が政府調達に関する協定の適用を受ける場合には、前項第一号又は第二号の規定に該当し、かつ次の各号の規定のいずれかに該当するときは、乙は前項の金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。
- 一 前項第三号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第一号又は第二号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 第1項各号の一に該当する場合においては、甲は、契約を解除することができる。
- 4 前各項の規定は、違約金を超えて生じた損害について甲が乙に対して賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙が違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、延滞起算時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。
- 6 本契約に関して第1項又は第2項の各号の一に該当する場合には、乙は、当該処分等に係る関係書類を速やかに甲に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく本契約を解除することができる。
- 一 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方と

- していたとき（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、前項の規定による本契約の解除によって生じた乙の損害について、賠償の責を負わないものとする。
 - 3 乙は、第1項の規定による本契約の解除によって甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定により本契約を解除したときは、契約金額（単価で契約するものにあっては契約金額に予定数量を乗じた金額とする。）の100分の10に相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。ただし、この違約金は損害賠償の性質を有しないものとする。

（損害負担）

第18条 乙が契約物品を甲に引き渡す以前に生じた当該物品の滅失、損傷その他の損害は、すべて乙の負担とし、乙は甲の指示するところに従い完全な契約物品と取り替え完納しなければならない。

（契約不適合責任）

第19条 乙は、第7条第1項の規定により引き渡した契約物品が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないため、引き渡した日から1年以内に甲から請求を受けた場合は、甲の指定する期間内に無償で完全なものと取り替え又は修補するものとする。

（履行遅延の処理）

第20条 乙は、正当な事由なくして納入期限内に契約物品の引渡しを完了しないときは、遅延賠償金として、契約金額につき遅延日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した金額を甲の指定する期日までに甲に対して支払わなければならない。ただし、この遅滞金は損害賠償金の性質を有しないものとする。

（紛争の解決）

第21条 本契約に関し甲乙両者間に生じた紛争は、双方協議の上、処理することとし、なお解決に至らぬときは、甲の指定する公機関に解決を依頼するものとする。

（補則）

第22条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 6月 17日

甲 東京都千代田区永田町1-7-1
支出負担行為担当官
衆議院庶務部会計課長 奥川 陽

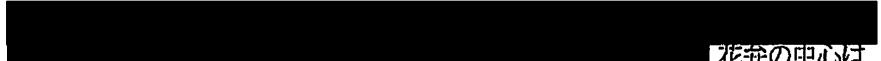
乙 東京都中央区京橋2丁目8番1号
株式会社龍仙美術織物専門店
関東店長 大黒 一彦

(別紙)

品 名		数 量	単価(円)	金 額(円)
衆議院議員記章	舟型	430 個	14,000	6,020,000
衆議院議員記章	タイタック型	200 個	14,000	2,800,000
衆議院議員記章	ピン型	20 個	14,000	280,000
衆議院議員記章用紐	舟型用	430 本	1,050	451,500
衆議院議員記章用紐	タイタック型用	200 本	1,050	210,000
小 計				9,761,500
消費税額及び地方消費税		10 %		976,150
合 計				10,737,650

衆議院議員記章（第50回総選挙用 舟型）430個外4点の製造仕様書

1. 数量

衆議院議員記章（舟型）	430個
衆議院議員記章（タイタック型）	200個
衆議院議員記章（ピン型）	20個
衆議院議員記章紐（舟型用）	430本
衆議院議員記章紐（タイタック型用）	200本
2. 議員記章
 - (1) 形状等 別紙「第五十回総選挙記章」(図面) 及び見本参照
 - (2) 材質等 

花弁の中心は
径9mmの十一弁金色菊花紋章とし、径20mmの金色台金に指定の赤茶色
絹糸を入念に巻き込み、絹糸の刈り込みを均等にし、慎重に仕上げる。
3. 議員記章紐
 - (1) 形状 別紙「第五十回総選挙記章」(図面) 及び見本参照
 - (2) 材質等 
4. 梱包 記章(舟型390個・タイタック型100個)は記章紐を付け、残りの記章(舟型40個・タイタック型100個)は記章紐を付けない状態で納品すること。
なお、記章の個包装は不要だが、別紙「議員記章納品のお願い(第50回総選挙分)」のとおり納品すること。また、記章用として別に紙箱(W40mm×D40mm×H40mm程度)を200個納品すること。
記章紐(舟型用40本、タイタック型用100本)単品については、個別にビニール袋に入れて納品すること。
5. 納品場所 本院指定の場所
6. 履行期限 令和4年3月31日(木)
(令和4年2月28日(月)までに1の各数量を納めて本院担当者の確認を受け、不合格となったものについては補修または再作製を行い令和4年3月31日(木)までに完納すること。なお、衆議院の情勢(解散)により、履行期限を前倒しする必要が生じる場合、本院担当者と協議の上、対応すること。)
7. その他
 - (1) 納品等のスケジュールについては、本院と綿密に打合せの上決定すること。
 - (2) 仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものは、本院と協議の上履行すること。
 - (3) 業務を履行するにあたっては、グリーン購入法適合商品を指定していない事項についても、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和3年2月19日変更閣議決定)の判断基準及び配慮事項に可能な限り留意すること。
 - (4) 成果物に係る著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する全ての権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、成果物の引渡し時に本院に無償で譲渡されるものとすること。なお、貴社は、成果物に関して著作者人格権を有する場合、これを行使しないことに同意すること。

第五十回総選挙記章

(別紙)

〔舟型〕

側面図



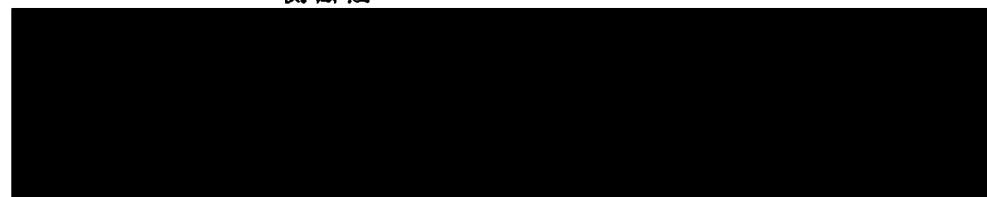
上面図

裏面図



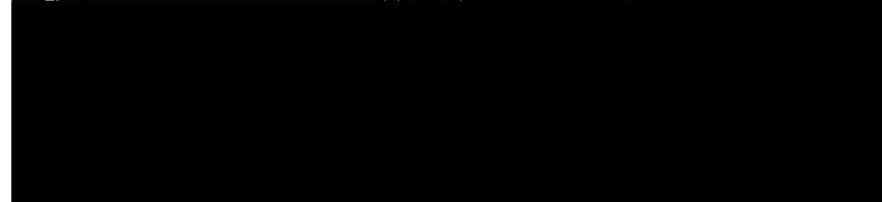
〔タイタック型〕

側面図



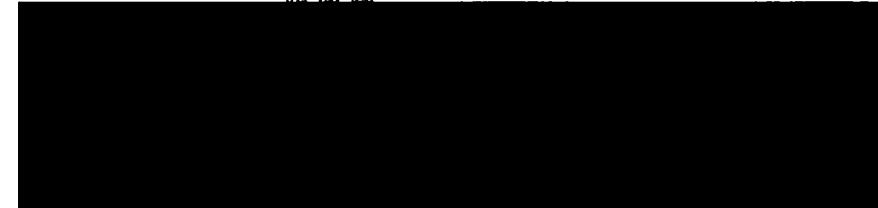
上面図

裏面図



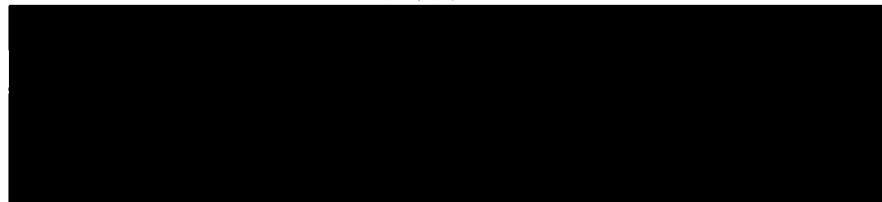
〔ピン型〕

側面図



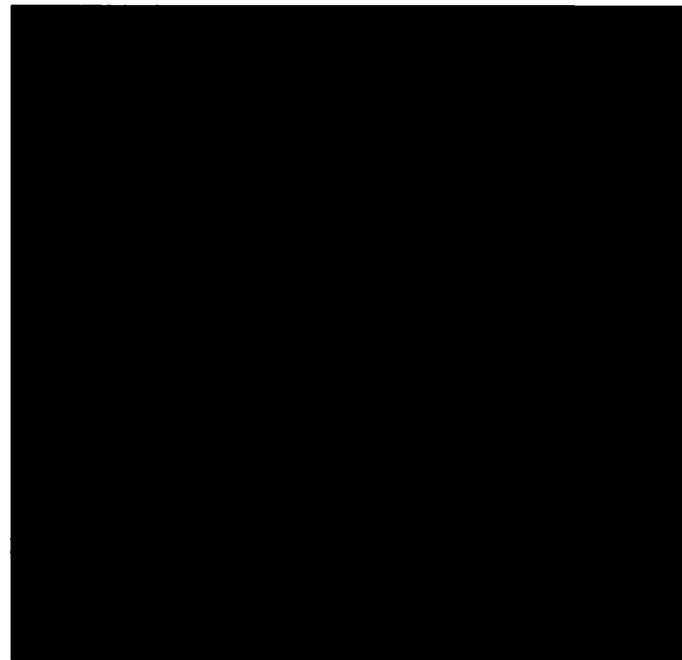
上面図

裏面図

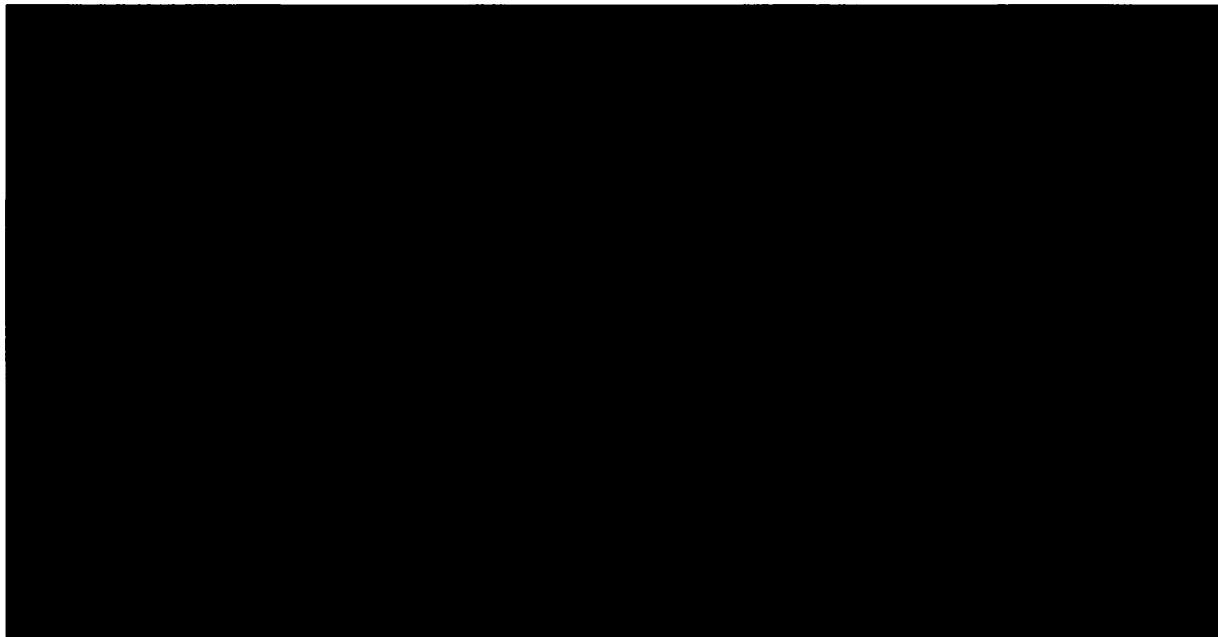


$S \text{ m}^2/\text{m}$

[舟型面]



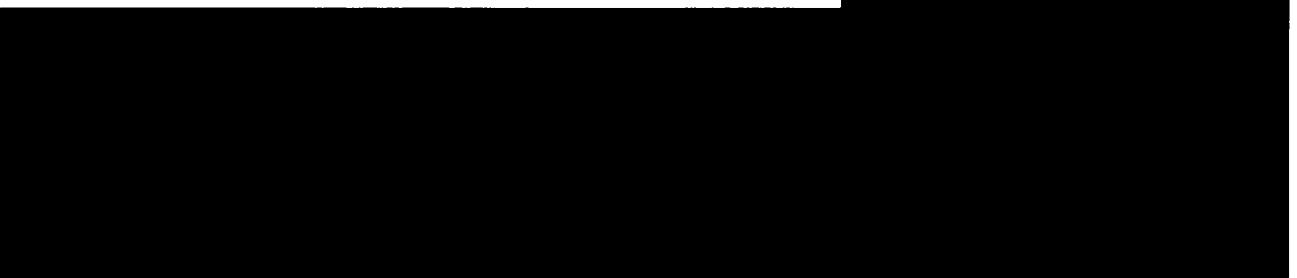
[タイタック型、ピン型、椀裏面]



第五十回総選挙記章

(別紙)

〔記章紐（タイタック型用）〕



〔記章紐（舟型用）〕



議員記章納品のお願い（第50回総選挙分）

第50回総選挙分の議員記章について、以下の方法で納品をしてくださいますよう
お願ひいたします。

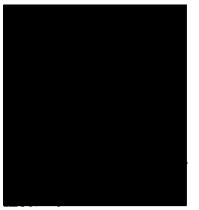
第50回総選挙議員記章は、全部で650個（舟型430個、タイタック型200個、ピン型20個）

○納品前に特別国会が召集された場合

木箱で納品（木箱+紙箱）		
木 箱（5箱） ※衆議院所有の木箱（100個入×5箱）を使用		
舟型（紐付き）	390個	4箱
タイタック型（紐付き）	100個	1箱
紙 箱（4箱） ※業者で紙箱（50個入×4箱）を作成のうえ、納品		
舟型	40個	1箱
タイタック型	100個	2箱
ピン型	20個	1箱

○納品前に特別国会が召集されなかった場合

紙箱で納品		
紙 箱（13箱） ※業者で紙箱（50個入×13箱）を作成のうえ、納品		
舟型・ピン型	450個	9箱
タイタック型	200個	4箱



(



(